熊本県立甲佐高等学校育友会慶弔及び表彰規程

〈慶弔〉

第1条(会員及び生徒の弔意)

1 会員(保護者)の死去 香典10,000円

弔花10.000円相当

弔電

代表会葬

2 生徒の死去 香典10.000円

弔花10.000円相当

书雷

- 3 災害により重大な打撃を被った場合は、役員会で協議のうえ、適宜決定する。
- 4 その他、上記以外の慶弔については、役員会で協議のうえ、適宜決定する。

第2条(職員及びその家族の慶弔)

- 1 職員の結婚 祝金10,000円
- 2 職員の出産 祝金 5,000円
- 3 職員の死去 香典10.000円

弔花10.000円相当

弔雷

代表会葬

4 職員の配偶者死去 香典 5.000円

弔花10,000円相当

弔電

- 5 職員の実・養父母・子供死去 香典5,000円
- 6 職員が病気のため引き続き2週間以上出勤しない場合 見舞金3.000円
- 7 災害により重大な打撃を被った場合は、役員会で協議のうえ、適宜決定する。
- 8 その他、上記以外の慶弔については、役員会で協議のうえ、適宜決定する。 〈表彰〉

第1条 本会役員退任者の表彰

- 1 会長を退任する時点で表彰並びに5,000円相当の記念品を贈呈する。ただし、一度表彰を受けたら、後年役員等をしても表彰は受けられない。
- 2 本会発展のため、また学校に対して顕著な功績があり表彰の必要がある場合は、役員会で協議のうえ決定する。
- 3 その他表彰の必要がある場合は、役員会で協議のうえ決定する。